



# 鳥取県公報

平成 26 年 9 月 30 日 (火)  
号外第 88 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (44) (青少年・家庭課) . . . . . 3
-------	---

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## ◇鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部改正について

## 1 規則の改正理由

母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、父子家庭に対する支援が拡充されたことに伴い、関係規則について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正

題名を鳥取県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に改めるとともに、父子家庭日常生活支援事業の開始の届け出等について定める。

## (2) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正

母子福祉団体及び母子自立支援員の用語をそれぞれ母子・父子福祉団体及び母子・父子自立支援員に改める。

## (3) 鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部改正

母子福祉団体及び母子自立支援員の用語をそれぞれ母子・父子福祉団体及び母子・父子自立支援員に改める。

## (4) 施行期日は、平成26年10月1日とする。

# 規 則

鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第44号

鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則（平成 3 年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）及び<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則</u>（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(母子家庭日常生活支援事業等の開始の届出)</p> <p>第 2 条 法第20条（<u>法第31条の 7 第 4 項において準用する場合を含む。</u>）及び<u>第33条第 4 項</u>の規定による届出は、様式第 1 号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(母子家庭日常生活支援事業等の廃止等の届出)</p> <p>第 3 条 法第21条（<u>法第31条の 7 第 4 項及び第33条第 5 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出は、様式第 2 号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(母子家庭日常生活支援事業等の届出事項の変更の届出)</p> <p>第 4 条 省令第 4 条（<u>省令第 6 条の17の 4 及び第 7 条において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出は、様式第 3 号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p>	<p><u>鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）及び<u>母子及び寡婦福祉法施行規則</u>（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(母子家庭等日常生活支援事業等の開始の届出)</p> <p>第 2 条 法第20条及び<u>第33条第 3 項</u>の規定による届出は、様式第 1 号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>(母子家庭等日常生活支援事業等の廃止等の届出)</p> <p>第 3 条 法第21条（<u>法第33条第 4 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出は、様式第 2 号による届出書を提出してなければならない。</p> <p>(母子家庭等日常生活支援事業等の届出事項の変更の届出)</p> <p>第 4 条 省令第 4 条（<u>省令第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出は、様式第 3 号による届出書を提出してなければならない。</p> <p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p>

母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業開始届出書

職 氏名 様

母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条（第31条の7第4項において準用する同法第20条・第33条第4項）の規定により母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業を開始したいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
所在地  
名 称  
フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊟  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第2号（第3条関係）

母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届出書

職 氏名 様

母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業を廃止（休止）したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第21条（第31条の7第4項・第33条第5項において準用する同法第21条）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
所在地  
名 称  
フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊟  
電話番号

略

注 略

母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届出書

職 氏名 様

母子及び寡婦福祉法第20条（第33条第3項）の規定により母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業を開始したいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
所在地  
名 称  
フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊟  
電話番号

略

注 略  
添付書類 略

様式第2号（第3条関係）

母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届出書

職 氏名 様

母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業を廃止（休止）したいので、母子及び寡婦福祉法第21条（第33条第4項において準用する同法第21条）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
所在地  
名 称  
フリガナ  
届出者 代表者の氏名 ㊟  
電話番号

略

注 略

<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p><u>母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業開始届出事項変更届出書</u></p> <p>職 氏名 様</p> <p><u>母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業の開始届出事項を変更したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第4条（第6条の17の4・第7条において準用する同令第4条）の規定により、次のとおり届け出ます。</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 所在地 名 称 フリガナ</p> <p style="text-align: right;">届出者 代表者の氏名 ㊞ 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 略 添付書類 略</p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p><u>母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届出事項変更届出書</u></p> <p>職 氏名 様</p> <p><u>母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業の開始届出事項を変更したいので、母子及び寡婦福祉法施行規則第4条（第9条第2項において準用する同令第4条）の規定により、次のとおり届け出ます。</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 所在地 名 称 フリガナ</p> <p style="text-align: right;">届出者 代表者の氏名 ㊞ 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 略 添付書類 略</p>
---	--

（鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サービスの提供	1～10 略 11 <u>福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たること。</u> 12～14 略	サービスの提供	1～10 略 11 <u>福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たること。</u> 12～14 略
略		略	

別表第11（第13条関係）		別表第11（第13条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サービスの提供	1～5 略 6 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、 <u>母子・父子自立支援員</u> 、 <u>母子・父子福祉団体</u> 、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を円滑に行うこと。 7～9 略	サービスの提供	1～5 略 6 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、 <u>母子自立支援員</u> 、 <u>母子福祉団体</u> 、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を円滑に行うこと。 7～9 略
略		略	

（鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	
利用者の処遇等	1～7 略 8 婦人相談所、福祉事務所、警察、 <u>母子・父子福祉団体</u> 、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、 <u>母子・父子自立支援員</u> 、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携すること。	利用者の処遇等	1～7 略 8 婦人相談所、福祉事務所、警察、 <u>母子福祉団体</u> 、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、 <u>母子自立支援員</u> 、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携すること。
略		略	

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。